

議案第 3 1 号

千代田区社会教育委員の委嘱

社会教育法及び千代田区生涯学習推進委員等設置条例に基づき、下記の者を千代田区社会教育委員に委嘱する。

記

千代田区社会教育委員			平成 28/29 年度	
	氏名	性別	所属団体等名称	区分
1	佐藤 晴雄	男	日本大学文理学部教育学科教授	学識経験者
2	前田 耕司	男	早稲田大学教育・総合科学学術院 学術院長	学識経験者
3	藤井 敬子	女	千代田区スポーツ推進委員協議会	社会教育関係者
4	木村 由香	女	千代田区青少年委員会	家庭教育関係者
5	吉田 和仁	男	和洋九段女子中学校高等学校教 頭	学校教育関係者
6	浅川 宏	男	千代田区立お茶の水小学校長	学校教育関係者

任期は、平成 28 年 5 月 20 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

千代田区社会教育委員の委嘱について

千代田区社会教育委員は、社会教育法第15条及び第18条、千代田区生涯学習推進委員等設置条例第1条及び第5条に基づき委員（学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者）の委嘱をしています。（任期2年、委員6名以内）

今般、千代田区社会教育委員について、6名の委員を委嘱するため、千代田区教育委員会に議案を提出いたします。

なお、委嘱期間は、千代田区生涯学習推進委員会議等設置条例第4条第2項に基づき、平成28年5月20日から平成30年3月31日までとなります。

根拠法令：社会教育法、社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令、千代田区生涯学習推進委員等設置条例

第1回千代田区社会教育委員会議は、平成28年5月20日(金)に開催し、委員の委嘱を行ないます。

また、委員には今年度交付予定の社会教育団体に対する補助金について、審議をしていただきます。（社会教育法第13条）

＜関係法令抜粋＞

○社会教育法(抜粋)

(審議会等への諮問)

第 13 条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。)で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

(社会教育委員の設置)

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の委嘱基準等)

第 18 条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令(抜粋)

(社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第 1 条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。)第 18 条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

○千代田区生涯学習推進委員等設置条例(抜粋)

(目的)

第 1 条 千代田区における生涯学習の効果的な推進を図るため、千代田区生涯学習推進委員(以下「推進委員」という。)を置くとともに、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、千代田区社会教育委員(以下「社会教育委員」という。)を置く。

(推進委員の定数及び任期)

第 4 条 推進委員の定数は、28 人以内とする。

2 推進委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期)

第 5 条 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

2 社会教育委員の定数は、6 人以内とする。

3 社会教育委員の任期については、前条第 2 項の規定を準用する。